

広島県告示第三百八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年七月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県三次市吉舎町辻、同市吉舎町雲通、同市吉舎町檜及び同市吉舎町丸田				
	地内				
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害特別警戒区域	区域の表示及び法令等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項
	丸田（四二二〇）	急傾斜地の崩壊	丸田（四二二〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	丸田（三六一三）	急傾斜地の崩壊	丸田（三六一三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	丸田（三六二八）	急傾斜地の崩壊	丸田（三六二八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	丸田（三六二八―一）	急傾斜地の崩壊	丸田（三六二八―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	丸田（三六二八―二）	急傾斜地の崩壊	丸田（三六二八―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	丸田（三六二八―三）	急傾斜地の崩壊	丸田（三六二八―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	丸田（二二八二）	急傾斜地の崩壊	丸田（二二八二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	丸田（二二八三）	急傾斜地の崩壊	丸田（二二八三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	丸田（二二八四）	急傾斜地の崩壊	丸田（二二八四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	辻（四二二一）	急傾斜地の崩壊	辻（四二二一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

下城 (三五 九七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	下城 (三五 九七)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
切田 (三六 〇〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	切田 (三六 〇〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
切田 (三六 〇一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	切田 (三六 〇一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
下城 (三六 一九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	下城 (三六 一九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
辻 (三六二 二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	辻 (三六二 二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
辻 (三六二 二一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	辻 (三六二 二一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
辻 (三六二 二二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	辻 (三六二 二二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
辻 (三六二 二三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	辻 (三六二 二三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
辻 (三六二 二四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	辻 (三六二 二四)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
辻 (三六二 五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	辻 (三六二 五)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
辻 (二二八 〇九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	辻 (二二八 〇九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
辻 (二二八 一八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	辻 (二二八 一八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
辻 (二二八 一九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	辻 (二二八 一九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
下城 (二二 八四〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	下城 (二二 八四〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
辻 (二二八 四二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	辻 (二二八 四二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
辻 (二二八 四三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	辻 (二二八 四三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

雲通(一二二八〇八―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	雲通(一二二八〇八―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
雲通(一二二八〇八―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	雲通(一二二八〇八―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
雲通(一二二八〇八―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	雲通(一二二八〇八―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
雲通(一二二八〇八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	雲通(一二二八〇八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
雲通(一二二八〇七―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	雲通(一二二八〇七―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
雲通(一二二八〇七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	雲通(一二二八〇七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
雲通滝(一二二八〇六―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	雲通滝(一二二八〇六―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
雲通(一二二八〇六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	雲通(一二二八〇六)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下組(一二二八〇五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下組(一二二八〇五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
雲通(一二二二〇―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	雲通(一二二二〇―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
雲通(一二二二〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	雲通(一二二二〇)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
雲通滝(一二二六一五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	雲通滝(一二二六一五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
雲通(一二二九五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	雲通(一二二九五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
辻(一二二八五二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	辻(一二二八五二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
辻(一二二八五〇―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	辻(一二二八五〇―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
辻(一二二八四四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	辻(一二二八四四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

雲通(二二 八一〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	雲通(二二 八一〇)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
雲通(二二 八一〇—一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	雲通(二二 八一〇—一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
水呑(二二 八三一—一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	水呑(二二 八三一—一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
水呑(二二 八三一—二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	水呑(二二 八三一—二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
水呑(二二 八三一—三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	水呑(二二 八三一—三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
雲通(二二 八三二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	雲通(二二 八三二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
雲通(二二 八三三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	雲通(二二 八三三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
雲通(二二 八五九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	雲通(二二 八五九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
丸田川(一 三八)	土石流	次の図のとおり	丸田川(一 三八)	土石流	次の図のとおり
奥丸田(五 一〇四—一)	土石流	次の図のとおり	奥丸田(五 一〇四—一)	土石流	次の図のとおり
奥丸田(五 一〇四—二)	土石流	次の図のとおり	奥丸田(五 一〇四—二)	土石流	次の図のとおり
奥丸田(九 〇三九)	土石流	次の図のとおり	奥丸田(九 〇三九)	土石流	次の図のとおり
桜川(三一 六)	土石流	次の図のとおり	桜川(三一 六)	土石流	次の図のとおり
百合野川(三 一七)	土石流	次の図のとおり	百合野川(三 一七)	土石流	次の図のとおり
百合野川(三 一七隣 a)	土石流	次の図のとおり	百合野川(三 一七隣 a)	土石流	次の図のとおり
百合野川(三 一七隣 b)	土石流	次の図のとおり	百合野川(三 一七隣 b)	土石流	次の図のとおり

大怒田川左支(九〇四六一五)	土石流	次の図のとおり	大怒田川左支(九〇四六一五)	土石流	次の図のとおり
大怒田川右支二(九〇四四六隣)	土石流	次の図のとおり	大怒田川右支二(九〇四四六隣)	土石流	次の図のとおり
諏訪(五一〇八)	土石流	次の図のとおり	諏訪(五一〇八)	土石流	次の図のとおり
諏訪ノ森(五一〇八隣a)	土石流	次の図のとおり	諏訪ノ森(五一〇八隣a)	土石流	次の図のとおり
川添(五一〇八隣b)	土石流	次の図のとおり	川添(五一〇八隣b)	土石流	次の図のとおり
滝川右支一(五一〇五)	土石流	次の図のとおり	滝川右支一(五一〇五)	土石流	次の図のとおり
滝川右支一(五一〇五隣)	土石流	次の図のとおり	滝川右支一(五一〇五隣)	土石流	次の図のとおり
奥滝川(五一〇七一)	土石流	次の図のとおり	奥滝川(五一〇七一)	土石流	次の図のとおり
可角(五一〇九)	土石流	次の図のとおり	可角(五一〇九)	土石流	次の図のとおり
寺谷川(九〇四〇一一)	土石流	次の図のとおり	寺谷川(九〇四〇一一)	土石流	次の図のとおり
寺谷川(九〇四〇一一)	土石流	次の図のとおり	寺谷川(九〇四〇一一)	土石流	次の図のとおり
寺谷川(九〇四〇一三)	土石流	次の図のとおり	寺谷川(九〇四〇一三)	土石流	次の図のとおり
滝川右支一(九〇四二一一)	土石流	次の図のとおり	滝川右支一(九〇四二一一)	土石流	次の図のとおり
滝川右支二(九〇四二一二)	土石流	次の図のとおり	滝川右支二(九〇四二一二)	土石流	次の図のとおり
滝川右支一(九〇四二一三)	土石流	次の図のとおり	滝川右支一(九〇四二一三)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。